処 分 基 準

平成8年4月1日作成

					十八〇十4万1日下八
法	令		名	:	金属くず商及び金属くず行商に関する条例
根	拠	条	項	:	第 13 条
処り	分の	概	要	:	差止め
原権者(委任先):				:	警察署長
法分	令 の	定	め	:	
処	 分 ;	<u></u> 基	準	:	
金属くず商が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずに					
ついて	て、被:	害又に	は遺失	その届	出がされている場合等に、その金属くずの保管を命ずる。
問い	· 合 》	り せ	先	:	長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室
					(電話:026-233-0110)
備			考	:	